

立川市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 11 月 30 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 58 号）及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 25 条の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令（令和 2 年総務省令第 87 号）の施行による。

立川市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

立川市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例（平成31年立川市条例第11号）の一部を次のように改正する。
 次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ……略……</p> <p>(2) 対象施設 法第18条に規定する承認地域経済牽引事業（法第25条に規定する主務大臣の確認を受けたものに限る。）のための施設のうち<u>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令</u>（平成19年総務省令第94号）第2条各号に掲げる要件に該当するものをいう。</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ……略……</p> <p>(2) 対象施設 法第17条に規定する承認地域経済牽引事業（法第24条に規定する主務大臣の確認を受けたものに限る。）のための施設のうち<u>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令</u>（平成19年総務省令第94号）第2条各号に掲げる要件に該当するものをいう。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。